

# 次世代育成支援対策推進法案

# 次世代育成支援対策推進法案の趣旨

## 少子化対策プラスワン

※仕事と子育ての両立支援に加え、以下の事項を重点的に推進

- ・ 男性を含めた働き方の見直し
- ・ 地域における子育て支援
- ・ 社会保障における次世代支援
- ・ 子どもの社会性の向上や自立の促進

### 総合的な推進体制の整備

自治体・企業における行動計画の策定  
→ 次世代育成支援対策推進法案

### 具体的な個別施策の推進

各個別法の整備  
→ 児童福祉法案  
育介法  
年金各法 等

## 【法案の内容】

国が定める指針に即して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

国：指針策定、計画に基づく取組の支援

都道府県・市町村：行動計画  
→ 地域子育て機能の再生 等

子育てと仕事の両立支援

事業主：行動計画  
→ 働き方の見直し等

### (地方版エンゼルプランの策定状況)

- ・ 市町村数1,300余り、内容も保育中心、総合計画の一部であるなど不十分

### (職場環境の現状)

- ・ 子育て家庭への支援として「子育てしながら働きやすい職場環境」が最も求められている。
- ・ 育児休業について「職場の雰囲気」を理由に断念した者が多い。

# 次世代育成支援対策推進法案

## <平成17年度から10年間の時限立法>

### 行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

### 地方公共団体行動計画の策定

#### ①市町村行動計画

#### ②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

### 事業主等行動計画の策定

#### ①一般事業主行動計画（企業等）

\* 中小企業（300人以下）：努力義務

\* 特に対策を推進している事業主の認定

#### ②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）

\* 策定・公表

施策・取組への協力等

策定支援等

### 次世代育成支援対策地域協議会

・ 都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織。

### 次世代育成支援対策推進センター

・ 経済団体による情報提供、相談等の実施。

## 次世代育成支援対策推進法案の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

### 1 概要

#### (1) 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務 等

#### (2) 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

#### (3) 行動計画

##### ① 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

##### ② 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

##### ③ 事業主の行動計画

###### ア 一般事業主行動計画

- ・ 事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- ・ 事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。
- ・ 厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主団体がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること

###### イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

#### (4) 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

#### (5) 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

### 2 施行期日等

公布の日から施行。ただし、1の(3)①の行動計画策定指針の策定は、公布の日から6月以内の政令で定める日から、1の(3)②の地方公共団体の行動計画及び1の(3)③の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法案は、平成27年3月31日までの時限立法である。

- 一 次世代育成支援対策推進法案提案理由説明
- 二 次世代育成支援対策推進法案要綱
- 三 次世代育成支援対策推進法案
- 四 次世代育成支援対策推進法案参照条文

一 次世代育成支援対策推進法案提案理由説明

## 次世代育成支援対策推進法案提案理由説明

ただいま議題となりました次世代育成支援対策推進法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっております。

このため、次世代育成支援対策に関し基本的な事項を定めるとともに、その推進のための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、次世代育成支援対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしております。

第二に、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の行動計画策定指針を定めることとしております。

第三に、市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、地域における子育ての支援、

母子の健康の確保及び増進、教育環境の整備、良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活の両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定することとしております。

第四に、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主は、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定すること等を定めるとともに、適切な行動計画を策定・実施したことなどの基準に適合する事業主について、厚生労働大臣がこれを認定することとしております。

第五に、国及び地方公共団体の機関等においても、職員を雇用する立場からの行動計画を策定し、公表することとしております。

第六に、厚生労働大臣は、事業主の行動計画の策定・実施に関し、相談等の援助を行う事業主の団体を次世代育成支援対策推進センターとして指定できることとしております。

第七に、次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができることとしております。

最後に、施行期日等であります。

この法律の施行期日は、公布の日としておりますが、行動計画策定指針に係る事項については、公布の日



から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とし、地方公共団体及び事業主の策定する行動計画に係る事項については、平成十七年四月一日からとしております。また、この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二 次世代育成支援対策推進法案要綱

## 次世代育成支援対策推進法案要綱

### 第一 次世代育成支援対策推進法案の要点

#### 一 目的（第一条関係）

この法律は、我が国における急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定等を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とすること。

#### 二 定義（第二条関係）

この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講じる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいうこと。

#### 三 基本理念（第三条関係）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的

認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこと。

#### 四 関係者の責務（第四条から第六条関係）

国及び地方公共団体、事業主並びに国民の責務を定めること。

#### 五 行動計画策定指針（第七条関係）

1 主務大臣は、基本理念にのっとり、六の市町村行動計画、七の都道府県行動計画、八の一般事業主行動計画及び十一の特定事業主行動計画の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならないこと。

2 主務大臣は、少子化の動向等を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする等とすること。

#### 六 市町村行動計画（第八条関係）

1 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育

成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、達成しようとする目標及び次世代育成支援対策の内容等を定めるものとする。

#### 七 都道府県行動計画（第九条関係）

1 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、達成しようとする目標、次世代育成支援対策の内容及びその実施時期並びに市町村を支援するための措置の内容等を定めるものとする。

八 一般事業主行動計画（第十二条関係）

1 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないこと。

2 一般事業主行動計画においては、計画期間、達成しようとする目標及び次世代育成支援対策の内容等を定めるものとする事。

3 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（十の1及び2において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならないこと。

九 基準に適合する一般事業主の認定等（第十三条及び第十四条関係）

1 厚生労働大臣は、一般事業主行動計画に係る届出をした一般事業主からの申請に基づき、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行

うことができること。

2 1の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができることとし、何人もこの場合を除くほか、広告等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこと。

#### 十 委託募集の特例等（第十六条関係）

1 中小事業主が、人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、厚生労働大臣が承認した事業協同組合等（以下「承認中小事業主団体」という。）をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、適用しないこと。

2 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、募集時期等の労働者の募集に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

#### 十一 特定事業主行動計画（第十九条関係）

1 国及び地方公共団体の機関等で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定め

るところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、計画期間、達成しようとする目標及び次世代育成支援対策の内容等を定めるものとする。

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

## 十二 次世代育成支援対策推進センター（第二十条関係）

1 厚生労働大臣は、一般事業主の団体等であつて、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主等に対し、雇用環境の整備に関する相談等を行うことができることを次世代育成支援対策推進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 センターの役員等は、センターの業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 十三 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条関係）

次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織する



ことができること。

#### 十四 その他

- 1 この法律における主務大臣を定めること。
- 2 罰則について必要な規定を整備すること。
- 3 その他必要な規定を整備すること。

#### 第二 施行期日等

##### 一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の五は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一の六から十一までは平成十七年四月一日から施行すること。

##### 二 この法律の失効等

- 1 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失うこと。
- 2 この法律の失効に伴い、必要な経過措置を定めること。